

令和8年3月31日

郡市区等医師会長 様

大阪府医師会
会長 加納康至
(公印省略)

医療法施行規則の一部を改正する省令等の公布等について
(医療事故調査制度、医療に係る安全管理関係)

平素は本会事業の推進につきまして、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、標記につきまして、このたび別添のとおり、日本医師会から通知がありました。
同通知は、3月19日付で、医療法施行規則の一部を改正する省令(令和8年厚生労働省令第27号。以下、改正省令という。)が交付されたことを周知するものです。
改正省令の内容は、医療事故に係る適切な対応に関する研修関係、医療安全管理者の配置関係、医療に係る安全管理に関する記録の整備関係であり、施行に伴う留意事項については、別途通知される予定とのことです。

貴会におかれましては、本件についてご了知賜り、関係医療機関(病院並びに患者を入院させるための施設を有する診療所及び入所施設を有する助産所であって一定の手術又は分娩を行う施設)にご周知賜りますようお願い申し上げます。

●日本医師会ホームページ

https://www.med.or.jp/japanese/members/bunsyo/data3/lawsafe/2025houan_2091.pdf

- ※ 閲覧にはユーザー名とパスワードでのログインが必要となります。
 - ・ユーザー名：会員ID(日医刊行物送付番号)の10桁の数字(半角で入力)です。
宛名シール下部に印刷されている10桁の数字です。
 - ・パスワード：生年月日の「西暦の下2桁、月2桁、日2桁」を並べた6桁の数字です(半角入力)。

《事務局》
大阪府医師会 医療安全支援室(辻井)
TEL:06-6763-7400
E-mail:anzenshien@po.osaka.med.or.jp